

法人
保 險

リスクマネジメント手法活かす①

フォーサイツ
コンサルティング

東日本大震災で明暗分ける

身近に相談者いない中小企業

今回、生命保険会社各社においては、災害関係の特約の全額支払いを早急に決定されたことに敬意を表しますとともに、既契約者に対して的確な対応を行われている営業担当者各位に対し、感謝の意を表したいと思います。

大地震や大津波に代表されるような自然災害をはじめ、火災・爆発などの人的災害、感染症や社内不正など、企業はさまざまなリスクから逃れることはできません。

企業活動を継続していくためには、企業を取り巻く多種多様なリスクに対し、適切な措置を講じていく必要があることは異論のないところで、

今回の大震災においても、インフラの代替手段や災害備蓄品などの準備、設備などの転倒防止策や地震保険への加入などの対策を行っていた会社とそうでない会社では、

企業再建への重要な岐路になっているのではないのでしょうか。

また、生命保険をうまく活用することによって、危機発生時の資金ショートなどの事態を乗り切っている会社も多いと思います。

リスクマネジメントの観点からみて、「保険」は有効な対策のひとつです。リスクマネジメントの先進国の米国では、「リスクマネ

ジャー」はもともと保険会社の営業職員や代理店として活躍していた人が多いため、企業が保険を購入する際の重要な役割を担っています。

つまり保険営業に携わっている方々は、リスクに対する認識が高く、一般の人々に対しリスクへの対応策を伝える潜在能力も高いと言えるでしょう。

そしてそのリスクマネジャーという職業が確立されており、多くの企業がリスクマネジャーの助言を得て、自社のリスクマネジメント体制を構築しています。

さらにリスクマネジャーに対する法的な要請も見逃せません。2006年の新会社法の施行によって、大会社（資本金5億円以上または200億円以上の負債を持つ会社）は、リスクマネジメント体制の構築が義務づけられました。

また07年施行の金融商品取引法によって、上場企業は「内部統制報告書」の提出が義務化されました。証券取引所は先や協力会社における不

ジャリー」という職業が確立されており、多くの企業がリスクマネジャーの助言を得て、自社のリスクマネジメント体制を構築しています。

つまり保険営業に携わっている方々は、リスクに対する認識が高く、一般の人々に対しリスクへの対応策を伝える潜在能力も高いと言えるでしょう。

そしてそのリスクマネジャーという職業が確立されており、多くの企業がリスクマネジャーの助言を得て、自社のリスクマネジメント体制を構築しています。

さらにリスクマネジャーに対する法的な要請も見逃せません。2006年の新会社法の施行によって、大会社（資本金5億円以上または200億円以上の負債を持つ会社）は、リスクマネジメント体制の構築が義務づけられました。

また07年施行の金融商品取引法によって、上場企業は「内部統制報告書」の提出が義務化されました。証券取引所は先や協力会社における不

ジャリー」という職業が確立されており、多くの企業がリスクマネジャーの助言を得て、自社のリスクマネジメント体制を構築しています。

つまり保険営業に携わっている方々は、リスクに対する認識が高く、一般の人々に対しリスクへの対応策を伝える潜在能力も高いと言えるでしょう。

そしてそのリスクマネジャーという職業が確立されており、多くの企業がリスクマネジャーの助言を得て、自社のリスクマネジメント体制を構築しています。

さらにリスクマネジャーに対する法的な要請も見逃せません。2006年の新会社法の施行によって、大会社（資本金5億円以上または200億円以上の負債を持つ会社）は、リスクマネジメント体制の構築が義務づけられました。

また07年施行の金融商品取引法によって、上場企業は「内部統制報告書」の提出が義務化されました。証券取引所は先や協力会社における不

ジャリー」という職業が確立されており、多くの企業がリスクマネジャーの助言を得て、自社のリスクマネジメント体制を構築しています。

つまり保険営業に携わっている方々は、リスクに対する認識が高く、一般の人々に対しリスクへの対応策を伝える潜在能力も高いと言えるでしょう。

そしてそのリスクマネジャーという職業が確立されており、多くの企業がリスクマネジャーの助言を得て、自社のリスクマネジメント体制を構築しています。

ジャリー」という職業が確立されており、多くの企業がリスクマネジャーの助言を得て、自社のリスクマネジメント体制を構築しています。

つまり保険営業に携わっている方々は、リスクに対する認識が高く、一般の人々に対しリスクへの対応策を伝える潜在能力も高いと言えるでしょう。

そしてそのリスクマネジャーという職業が確立されており、多くの企業がリスクマネジャーの助言を得て、自社のリスクマネジメント体制を構築しています。

さらにリスクマネジャーに対する法的な要請も見逃せません。2006年の新会社法の施行によって、大会社（資本金5億円以上または200億円以上の負債を持つ会社）は、リスクマネジメント体制の構築が義務づけられました。

また07年施行の金融商品取引法によって、上場企業は「内部統制報告書」の提出が義務化されました。証券取引所は先や協力会社における不

ジャリー」という職業が確立されており、多くの企業がリスクマネジャーの助言を得て、自社のリスクマネジメント体制を構築しています。

つまり保険営業に携わっている方々は、リスクに対する認識が高く、一般の人々に対しリスクへの対応策を伝える潜在能力も高いと言えるでしょう。

そしてそのリスクマネジャーという職業が確立されており、多くの企業がリスクマネジャーの助言を得て、自社のリスクマネジメント体制を構築しています。

さらにリスクマネジャーに対する法的な要請も見逃せません。2006年の新会社法の施行によって、大会社（資本金5億円以上または200億円以上の負債を持つ会社）は、リスクマネジメント体制の構築が義務づけられました。

また07年施行の金融商品取引法によって、上場企業は「内部統制報告書」の提出が義務化されました。証券取引所は先や協力会社における不

ジャリー」という職業が確立されており、多くの企業がリスクマネジャーの助言を得て、自社のリスクマネジメント体制を構築しています。

つまり保険営業に携わっている方々は、リスクに対する認識が高く、一般の人々に対しリスクへの対応策を伝える潜在能力も高いと言えるでしょう。

そしてそのリスクマネジャーという職業が確立されており、多くの企業がリスクマネジャーの助言を得て、自社のリスクマネジメント体制を構築しています。

ジャリー」という職業が確立されており、多くの企業がリスクマネジャーの助言を得て、自社のリスクマネジメント体制を構築しています。

つまり保険営業に携わっている方々は、リスクに対する認識が高く、一般の人々に対しリスクへの対応策を伝える潜在能力も高いと言えるでしょう。

そしてそのリスクマネジャーという職業が確立されており、多くの企業がリスクマネジャーの助言を得て、自社のリスクマネジメント体制を構築しています。

さらにリスクマネジャーに対する法的な要請も見逃せません。2006年の新会社法の施行によって、大会社（資本金5億円以上または200億円以上の負債を持つ会社）は、リスクマネジメント体制の構築が義務づけられました。

また07年施行の金融商品取引法によって、上場企業は「内部統制報告書」の提出が義務化されました。証券取引所は先や協力会社における不

ジャリー」という職業が確立されており、多くの企業がリスクマネジャーの助言を得て、自社のリスクマネジメント体制を構築しています。

つまり保険営業に携わっている方々は、リスクに対する認識が高く、一般の人々に対しリスクへの対応策を伝える潜在能力も高いと言えるでしょう。

そしてそのリスクマネジャーという職業が確立されており、多くの企業がリスクマネジャーの助言を得て、自社のリスクマネジメント体制を構築しています。

さらにリスクマネジャーに対する法的な要請も見逃せません。2006年の新会社法の施行によって、大会社（資本金5億円以上または200億円以上の負債を持つ会社）は、リスクマネジメント体制の構築が義務づけられました。

また07年施行の金融商品取引法によって、上場企業は「内部統制報告書」の提出が義務化されました。証券取引所は先や協力会社における不

ジャリー」という職業が確立されており、多くの企業がリスクマネジャーの助言を得て、自社のリスクマネジメント体制を構築しています。

つまり保険営業に携わっている方々は、リスクに対する認識が高く、一般の人々に対しリスクへの対応策を伝える潜在能力も高いと言えるでしょう。

そしてそのリスクマネジャーという職業が確立されており、多くの企業がリスクマネジャーの助言を得て、自社のリスクマネジメント体制を構築しています。

ジャリー」という職業が確立されており、多くの企業がリスクマネジャーの助言を得て、自社のリスクマネジメント体制を構築しています。

つまり保険営業に携わっている方々は、リスクに対する認識が高く、一般の人々に対しリスクへの対応策を伝える潜在能力も高いと言えるでしょう。

そしてそのリスクマネジャーという職業が確立されており、多くの企業がリスクマネジャーの助言を得て、自社のリスクマネジメント体制を構築しています。

さらにリスクマネジャーに対する法的な要請も見逃せません。2006年の新会社法の施行によって、大会社（資本金5億円以上または200億円以上の負債を持つ会社）は、リスクマネジメント体制の構築が義務づけられました。

また07年施行の金融商品取引法によって、上場企業は「内部統制報告書」の提出が義務化されました。証券取引所は先や協力会社における不

ジャリー」という職業が確立されており、多くの企業がリスクマネジャーの助言を得て、自社のリスクマネジメント体制を構築しています。

つまり保険営業に携わっている方々は、リスクに対する認識が高く、一般の人々に対しリスクへの対応策を伝える潜在能力も高いと言えるでしょう。

そしてそのリスクマネジャーという職業が確立されており、多くの企業がリスクマネジャーの助言を得て、自社のリスクマネジメント体制を構築しています。

さらにリスクマネジャーに対する法的な要請も見逃せません。2006年の新会社法の施行によって、大会社（資本金5億円以上または200億円以上の負債を持つ会社）は、リスクマネジメント体制の構築が義務づけられました。

また07年施行の金融商品取引法によって、上場企業は「内部統制報告書」の提出が義務化されました。証券取引所は先や協力会社における不

ジャリー」という職業が確立されており、多くの企業がリスクマネジャーの助言を得て、自社のリスクマネジメント体制を構築しています。

つまり保険営業に携わっている方々は、リスクに対する認識が高く、一般の人々に対しリスクへの対応策を伝える潜在能力も高いと言えるでしょう。

そしてそのリスクマネジャーという職業が確立されており、多くの企業がリスクマネジャーの助言を得て、自社のリスクマネジメント体制を構築しています。

取引先を選ばれないリスクも急増

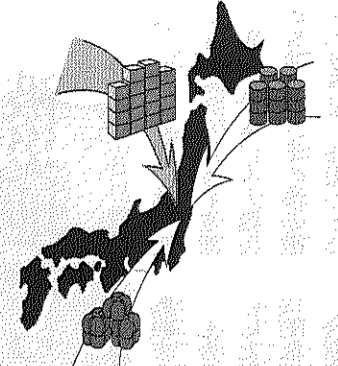
06年から上場企業に対し、決算短信と切り離して「コーポレートガバナンスの報告書」を開示することを求めています。大会社や上場企業に対するこれらの法的要請に伴い、中小企業にも大きな変化が起きました。

大企業と取引引きするにあたり、リスクマネジメント体制の構築が取引条件になってきたのです。なぜなら、アウトソーシング先や協力会社における不

ジャリー」という職業が確立されており、多くの企業がリスクマネジャーの助言を得て、自社のリスクマネジメント体制を構築しています。

ジャリー」という職業が確立されており、多くの企業がリスクマネジャーの助言を得て、自社のリスクマネジメント体制を構築しています。

保険の有効性を訴えるチャンス



身近に相談者いない中小企業... 取引先を選ばれないリスクも急増... 保険の有効性を訴えるチャンス

リスクマネジメント手法を活用した 法人保険営業セミナー
 ～中小企業のリスクに強い保険営業～
 (主催 株式会社フォーサイツコンサルティング)

主な内容

- ・中小企業リスクマネジメントの基本手法
- ・具体的なセールスプロセスの解説
- ・基本トークと必要ツールの活用術

対象者

- ・保険会社営業職員
- ・保険代理店営業担当者

日時 2011年5月30日 14:00～17:00 (3時間)

会場 ちよだプラットフォームスクエア (東京都千代田区神田錦町3-21)

定員 50名 (先着順)

参加費 10,500円 (税込)

お申込み方法

弊社HP(<http://www.4sights.co.jp>)から申込書をダウンロード・印刷し、必要事項を記入の上、下記へファクスまたはメールにて送信してください。
 Fax: 03-3221-3952
 Mail: jimukyoku@4sights.co.jp

*講座受講者に限り、弊社主催の各種リスクマネジメントセミナーを特別料金で受講できます
 *講座受講者の顧客(見込客)企業様に限り、リスクアセスメントを割引料金で行います